

「やっていますか？ワーク・ライフ・バランス そだね～、仕事も家庭も地域も大事。みんなでやろうよ!!」

「仕事(ワーク)」と、家庭生活や地域活動、趣味などの「生活(ライフ)」のバランスが取れた、自分らしく、明るく楽しい充実した人生を送るヒントを見つけてみませんか。

と き 9月8日(土) 13:00～15:00

ところ ラポート 文化ホール

★入場無料。手話通訳あります。

★無料託児サービス ※ 要予約。8月24日(金)までにお申し込みください。

◆オープニング 宇城ひよつとこ愛笑会

各種イベントに引っぱりだこ！会場を笑顔で満たします！



◆プログラム

12:00 開場

13:00 オープニング

13:30 開会行事

14:00 基調講演

◆基調講演

「ワーク・ライフ・バランスで地域がかわる！～働き方、地域のあり方、自分のキモチ～」



講師 (株)きらり. コーポレーション 代表取締役 塚本 薫さん

プロフィール

全ての人がいきいきと働くことのできる環境づくりを目指し、企業や団体における人材育成やワーク・ライフ・バランスなどのセミナー講師や、「きらり」と人が輝く事業を展開中。



パートナーシップ通信

Vol.165

人権啓発課
男女共生係
☎ 32-1708
FAX 32-0110

市男女共同参画推進委員のご紹介②

古川 富美子



趣味 手話ダンス

座右の銘 今を大切に

私は宇城市商工会の理事を務めており、商工会長より推薦を受け、男女協働参画推進委員となりました。商工会は、今年度から理事30人のうち、女性が1人増えて4人となり、少しずつ女性の登用がなされているように感じます。職場や家庭・地域など、あらゆる分野でそれぞれの立場や個性を理解し、お互いを思いやり、認め合い、人権を尊重することで、男女共同参画社会が形成できていくのだと思います。

前田 博幸



趣味 家庭菜園

座右の銘 言葉は身の文

一年半、人権擁護委員として活動する中で男女共同参画に関わってきましたが、仕事や役職、委員などに性別的役割分担があるように感じています。「男性は〇〇が得意であり、女性は〇〇が得意である」などの思い込みはやめて、一人ひとりの良い所、優れている所を認め合えるようになれば、男女が公平にいろいろなことにチャレンジできる男女共同参画社会が実現すると思っています。そして、そんな社会をつくるための活動に貢献できたら、と考えています。

賢くみんなの年金学

問 熊本東年金事務所
☎096-367-2503
市民課 国保年金係
☎ 32-1417

年金の受け取りに必要な資格期間が

「25年以上」から「10年以上」に短縮されています

これまでは

老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間(国民年金の保険料納付済期間や厚生年金保険、共済組合などの加入期間を含む)と国民年金の保険料免除期間などを合算した資格期間が、原則として「25年以上」必要でした。

平成29年8月1日からは

資格期間が「10年以上」あれば老齢年金を受け取ることができるようになります。

「短縮」の黄色の封筒が届いたら

対象者には、日本年金機構から本人宛てに順次、年金請求書(短縮用)が、黄色い封筒(右図)で送付されています。

お手元に届いたら、市役所または年金事務所でお早めに手続きを行ってください。

ねんきんダイヤル

0570-05-1165(いい老後)

※ 年金事務所または市民課国保年金係へお越しの際は、年金手帳(年金番号の分かるもの)と、本人であることを確認できるもの(運転免許証など)をご持参ください。

※ 代理人が手続きに来られる場合は、委任状と代理人の運転免許証などの身分確認ができるものをご用意ください。



みんなで
学ぼう

じんけん

生涯学習課
人権教育係
☎32-1934
FAX 32-1137



「パワハラはいじめられる個人の問題だ」と言う人がいますが、本当ですか？

セクシャル・ハラスメントも当初は「個人的な問題である」と考えられていました。この結果、性差別的な意識や職務の権限を背景にして起こる問題であるにもかかわらず、そうした見方は無視され続けてきたのです。こうした考えは今でも容易に受け入れられ、パワー・ハラスメントを訴えようとする被害者にとって大きな障害となっています。

「やられるほうにもスキがある」「いじめを上手にかわしてこそ一人前の大人」どこにでも嫌な人や気の合わない人はいるなどと、全て個人的な責任とされるため、多くの被害者が「泣き寝入り」してきているのです。また一方、加害者の中には、「そんなつもりはなかった。相手がそんなに傷ついているとは知らなかった」と言っている人がいます。相手の立場を考えると、加害者自身それと気付かず起こしていることも多いのです。パワー・ハラスメントは、決して個人的な問題ではありません。職務上の立場と大きなかわりをもって起きる問題であり、被害者の立場から見ると、職務の立場や力を利用して人を傷つける差別的な行為であるといえます。

(知っているですか？パワー・ハラスメント一問一答より抜粋)